

平成25年11月

# 記者発表配付資料

- 平成25年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成25年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成25年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成25年度12月補正予算（案）の概要

# 平成25年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 53件

平成25年度補正予算	-----	8件
条例その他議案	-----	44件
報告議案	-----	1件

1 平成25年度補正予算 ----- 8件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	6,216,946千円	456,462,394千円
特別会計	△3,760,000千円	204,848,254千円
企業会計	7,106,154千円	30,549,007千円

2 条例その他議案 ----- 44件

条例議案	-----	23件
その他議案	-----	21件

3 報告議案 ----- 1件

専決処分報告	-----	1件
--------	-------	----

## 平成 25 年 12 月高知県議会定例会提出予定議案目録

### ○ 予 算

- 第 1 号 平成 25 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 25 年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 25 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成 25 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成 25 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 6 号 平成 25 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 7 号 平成 25 年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 号 平成 25 年度高知県病院事業会計補正予算

### ○ 条 例 そ の 他

- 第 9 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議案
- 第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 19 号 高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 20 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第 21 号 高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 22 号 高知県水防協議会条例の一部を改正する条例議案
- 第 23 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 24 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 25 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 26 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 27 号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 第 28 号 高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 29 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 30 号 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 31 号 高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例議案
- 第 32 号 平成 26 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 33 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 34 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 35 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 36 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 37 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 38 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 39 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 40 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第 41 号 権利の放棄に関する議案
- 第 42 号 県有財産（（仮称）高知一宮団地造成事業用地）の取得に関する議案
- 第 43 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案
- 第 44 号 県有財産（有価証券等）の譲渡に関する議案
- 第 45 号 県有財産（（仮称）香南工業団地）の処分に関する議案
- 第 46 号 県有財産（建物等）の無償貸付けに関する議案
- 第 47 号 （仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 48 号 （仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 49 号 国道 195 号社会資本整備総合交付金（布師田大橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 50 号 新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 51 号 高知県道路公社の解散に係る同意に関する議案
- 第 52 号 有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部変更に関する議案

## ○ 報 告

- 報第 1 号 高知県が当事者である和解の専決処分報告

# 平成25年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 9 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例議案

(高齢者福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするもの

## 第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするもの

## 第 11 号 高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例議案

(管財課、医療政策・医師確保課、地域福祉政策課、畜産振興課、電気工水課)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正を考慮し、税外収入金及び工業用水の使用料に係る延滞金の割合の特例について必要な改正をするとともに、国が定めた介護福祉士等修学資金の貸付制度が変更されたことを考慮し、修学資金に係る延滞利子の割合の特例を新たに設けることとし、併せて医師養成奨学貸付金等に係る延滞金等についても延滞金等の割合の特例を新たに設けようとするもの

## 第 12 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案

(医療政策・医師確保課)

県として特に医師不足の状況が深刻な産婦人科又は小児科に従事する医師の確保を促進するため、県内指定医療機関の拡充等による貸付金の償還の免除要件の見直し等をするとともに、借受者の状況に配慮して貸付金の償還利息の利率を軽減することができるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 13 号 高知県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、高知県介護保険審査会において要介護認定及び要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の定数に関する規定の追加等をしようとするもの

## 第 14 号 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(文化推進課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立歴史民俗資料館の利用料金並びに観覧料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税

の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

**第 15 号 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化推進課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立坂本龍馬記念館の利用料金並びに入館料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

**第 16 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化推進課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立美術館の利用料金並びに観覧料、入場料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

**第 17 号 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(文化推進課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立文学館の利用料金並びに観覧料及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

**第 18 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案**

(国際交流課)

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正により旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に当該旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されること等に伴い、一般旅券の記載事項の訂正に関する事務に係る手数料を廃止する等必要な改正をしようとするもの

**第 19 号 高知県女性相談支援センター設置条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案**

(県民生活・男女共同参画課、住宅課)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整理をしようとするもの

**第 20 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案**

(環境共生課)

環境影響評価法（平成9年法律第81号）が一部改正されたことを考慮し、規模が大きく環境に影響を及ぼす程度が著しいものとなるおそれがある事業について事業者が行う環境影響評価の手続として、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書並びにその要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととするとともに、環境影響評価方法書の縦覧期間内に、その記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする等必要な改正をしようとするもの

## 第 21 号 高知県土地利用審査会条例の一部を改正する条例議案

(用地対策課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部改正に伴い、高知県土地利用審査会の委員の定数に関する規定の追加等をしようとするもの

## 第 22 号 高知県水防協議会条例の一部を改正する条例議案

(河川課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による水防法（昭和24年法律第193号）の一部改正に伴い、高知県水防協議会の委員の定数に関する規定の追加等をしようとするもの

## 第 23 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園下水道課、文化財課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、県が設置する都市公園の利用料金並びに使用料、占用料、広告出展料及び利用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 24 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案

(県立病院課)

高知県立あき総合病院の一般病棟の供用開始に伴い、同病院の病床数を変更しようとするもの

## 第 25 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案

(県立病院課)

高知県立あき総合病院の一般病棟の供用開始により、病室が新たなものとなることに伴い、同病院の病室使用料の額を改定しようとするもの

## 第 26 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案

(県立病院課)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、病院事業に関して徴収する文書料及び病室使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 27 号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(教職員・福利課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える公立学校職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするもの

**第 28 号 高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案**

(生涯学習課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正等に伴い、高知県社会教育委員の委嘱の基準に関する規定の追加等をしようとするもの

**第 29 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案**

(警務課)

警察署再編計画に基づき、新たに高知県高知東警察署を高知市大津に設置し、高知県本山警察署と統合するとともに、高知県土佐警察署について高知県の警察署との統合に伴う管轄区域の変更をしようとするもの

**第 30 号 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案**

(警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付け及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、55歳を超える警察職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするもの

**第 31 号 高知県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例議案**

(留置管理官)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の一部改正等に伴い、高知県留置施設視察委員会の委員の任期に関する規定の追加等をしようとするもの

**第 32 号 平成26年度当せん金付証票の発売総額に関する議案**

(財政課)

平成26年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 33 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案**

(文化推進課)

高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立歴史民俗資料館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地 2  
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



### 第 34 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案

(文化推進課)

高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立坂本龍馬記念館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地2  
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 第 35 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案

(文化推進課)

高知県立美術館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立美術館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地2  
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 第 36 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案

(文化推進課)

高知県立文学館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立文学館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地2  
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 第 37 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案

(雇用労働政策課)

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立地域職業訓練センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市布師田3992番地4  
高知県職業能力開発協会
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 第 38 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立のいち動物公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香南市野市町大谷738番地  
公益財団法人高知県のいち動物公園協会
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 第 39 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立春野総合運動公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市春野町芳原2485番地  
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 第 40 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案

(港湾・海岸課)

高知港係留施設等の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知港係留施設等
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市仁井田字新港4700番地  
高知ファズ株式会社
- (3) 指定期間  
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 第 41 号 権利の放棄に関する議案

(競馬対策課)

財団法人高知県競馬施設公社の解散に伴う借入金の代位弁済により生ずる求償権に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 債務者の住所及び氏名

高知市丸ノ内1丁目7番52号

財団法人高知県競馬施設公社

(2) 債権の種類及び額

債務者が高知競馬場施設の建設に要する事業資金として金融機関から借り入れた借入金のうち平成25年11月29日に県が債務者に代わって弁済した金1,797,619,000円から、債務者から県が代物弁済を受ける額を差し引いた額の求償権

#### 第 42 号 県有財産（（仮称）高知一宮団地造成事業用地）の取得に関する議案

(企業立地課)

(仮称)高知一宮団地造成事業用地を予定金額859,476,015円以内で、高知本町五丁目1番45号高知市に委託し買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 土地の所在

高知市一宮字大坂4786番1ほか17筆以内

(2) 面積

128,030.28平方メートル以内

#### 第 43 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案

(競馬対策課)

財団法人高知県競馬施設公社の解散に伴う借入金の代位弁済に対する代物弁済として、高知競馬場施設として使用されている評価額734,448,030円である建物等を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 建物等の所在

高知市長浜宮田2000番地ほか

(2) 用途及び内訳

高知競馬場施設（厩舎等の関連施設を含む）

建物 面積39,841.48平方メートル

工作物 一式

物品（備品及び消耗品） 一式

#### 第 44 号 県有財産（有価証券等）の譲渡に関する議案

(地域福祉政策課)

財団法人高知県福祉基金の解散により県に帰属された有価証券等を、同法人の事業を継承する高知市朝倉戊375番地1社会福祉法人高知県社会福祉協議会に無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 譲渡する有価証券  
額面 636,000,000円
- (2) 譲渡する貸付金債権  
財団法人高知県福祉基金が福利厚生資金として貸し付けた貸付金債権であって、同法人の解散により県に帰属されたもののうち、その償還期限が平成26年2月1日以降であるもの
- (3) 譲渡の相手方  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会

**第 45 号 県有財産（（仮称）香南工業団地）の処分に関する議案**

（企業立地課）

（仮称）香南工業団地の分譲用地等で県が所有している持分である2分の1を予定金額602,829,972円以内で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 土地の所在  
香南市香我美町上分字恋ノ袖3895番3ほか86筆以内
- (2) 面積  
79,571.01平方メートル以内（県が所有している持分は、2分の1）

**第 46 号 県有財産（建物等）の無償貸付けに関する議案**

（競馬対策課）

財団法人高知県競馬施設公社の解散に伴う借入金の代位弁済に対する代物弁済として取得する建物等について、県が所有する持分である15分の11を高知競馬場施設として高知市長浜宮田2000番地高知県競馬組合に無償貸付けすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 建物等の所在  
高知市長浜宮田2000番地ほか
- (2) 用途及び内訳  
高知競馬場施設（厩舎等の関連施設を含む）（県が所有する持分は、15分の11）  
建物 面積39,841.48平方メートル  
工作物 一式  
物品（備品及び消耗品） 一式
- (3) 相手方  
高知市長浜宮田2000番地  
高知県競馬組合

**第 47 号 （仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築主体工事請負契約の締結に関する議案**

（私学・大学支援課）

（仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
（仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築主体工事
- (2) 契約の方法  
随意契約
- (3) 契約金額  
2,528,280,000円
- (4) 契約の相手方  
おおばやし かろう ひびき  
大林・和・響 特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
平成27年2月28日

**第 48 号 （仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案**

（私学・大学支援課）

（仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
（仮称）永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
540,000,000円
- (4) 契約の相手方  
ことぶき にっとう しょうえいせつび  
寿・日東・昭栄設備特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
平成27年1月15日

**第 49 号 国道195号社会資本整備総合交付金（布師田大橋上部工）工事の請負契約の締結に関する議案**

（建設管理課）

国道195号社会資本整備総合交付金（布師田大橋上部工）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
国道195号社会資本整備総合交付金（布師田大橋上部工）工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
506,196,000円
- (4) 契約の相手方  
かわだ きたむら  
川田・北村特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
平成27年8月31日

## 第 50 号 新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案

（装備施設課）

新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名  
新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事
- （2） 契約の方法  
一般競争入札
- （3） 契約金額  
1,603,800,000円
- （4） 契約の相手方  
だいおうしんやう いりまじり かんさいとぼく  
大旺新洋・入交・関西土木特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限  
平成27年12月31日

## 第 51 号 高知県道路公社の解散に係る同意に関する議案

（道路課）

高知県道路公社から、同公社を解散することについて同意を求められたので、これに同意することについて、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第34条第5項の規定により、県議会の議決を求めるもの

## 第 52 号 有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部変更に関する議案

（道路課）

高知県道路公社から、有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 事業の一部変更の内容  
料金の徴収期間 30年間 → 平成26年3月30日まで

## 報第1号 高知県が当事者である和解の専決処分報告

（経営支援課）

県が安芸市久世町9番20号協同組合サンモールに貸し付けた中小企業高度化資金2,063,867,000円に関し、当該貸付けの連帯保証人 が自己名義の不動産を である に売却し、当該不動産の所有権移転登記を行ったため、平成23年12月14日付けで高知地方裁判所安芸支部から当該不動産に係る処分禁止の仮処分決定を受けるとともに、詐害行為に当たる当該不動産の売買契約の取消し及び抹消登記を求める訴訟を提起する準備をしていたところ、同人から和解の申出があり、検討した結果、提示された和解金の額は妥当なもので債権回収上も得策であり、当該訴訟を提起しなくてもその目的を達成することができることから、県においても早期に案件を解決することが望ましいと認められたので、和解事項を精査した上、平成25年11月19日に和解することについて専決処分を行ったもの

# 平成25年12月補正予算の概要



南海トラフ地震対策行動計画を力強く実行！  
～発災直後から応急期にかけての  
命を守る対策を3年間で概成～

# 平成25年12月補正予算(案)の概要

総額 6,216百万円  
(債務負担行為 8,524百万円)

## 1. 南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加速化

2,933百万円  
(債務負担行為 346百万円)

### 1 被害を軽減するために

- 保育所の高台移転に伴う施設整備を支援
- 本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策（保育所等の高台移転など）を加速化するための財源として、「高知県職員等こころざし特例基金」を積立
- ホテル、病院など大規模建築物の耐震化対策を加速化

**第2期行動計画を力強く実行**

### 2 応急対策の速やかな実行のために

- 応急対策活動用の燃料備蓄設備を整備
- 航空隊基地（消防防災航空隊・県警航空隊）をかさ上げするための造成工事を実施

## 2. 産業振興計画の推進

93百万円  
(債務負担行為 151百万円)

### 1 切れ目のない来年度施策の展開

- 「高知家」プロモーションのさらなる戦略的な展開
- 観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」の推進と龍馬パスポートのバージョンアップ
- 土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）のバージョンアップ

### 2 新規就農者の育成と生産性の高い農業の実現

- 新規就農者の育成や先進技術の普及推進拠点として、平成26年4月に「担い手育成センター(仮称)」を設置

## 3. その他

3,190百万円  
(債務負担行為 8,027百万円)

- 工業用水道事業会計の経営健全化のための債務解消（中筋川ダム関連・香南）
- 給与特例減額措置や定数削減などによる人件費総額の減額
- 県有施設の指定管理に要する管理運営委託料に係る債務負担行為の追加（のいち動物公園など8施設）



# 12月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区 分	平成 25 年 度			前年度12月補正後	前年度12月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D) / (D)
(1) 一般財源	295,548,836	6,797,887	302,346,723	296,941,474	1.8
県 税	51,406,509		51,406,509	52,792,528	△ 2.6
地方消費税清算金	14,436,763		14,436,763	14,213,280	1.6
地方譲与税	12,150,000		12,150,000	11,798,000	3.0
地方交付税等(ア+イ)	205,975,000		205,975,000	207,076,000	△ 0.5
(うち地方交付税) ア	(175,031,000)		(175,031,000)	(170,325,000)	(2.8)
(うち臨時財政対策債) イ	(30,944,000)		(30,944,000)	(36,751,000)	(△ 15.8)
財調基金取崩	2,051,694		2,051,694	1,213,535	69.1
その他	9,528,870	6,797,887	16,326,757	9,848,131	65.8
(2) 特定財源	154,696,612	△ 580,941	154,115,671	141,844,017	8.7
国庫支出金	67,877,683	△ 762,804	67,114,879	57,333,088	17.1
県 債エ	41,120,000	60,000	41,180,000	38,551,000	6.8
(うち退職手当債) オ	(4,000,000)		(4,000,000)	3,500,000	14.3
減債基金(ルール外分)カ	8,122,274		8,122,274	7,871,934	3.2
その他	37,576,655	121,863	37,698,518	38,087,995	△ 1.0
総計 (1)+(2)	450,245,448	6,216,946	456,462,394	438,785,491	4.0

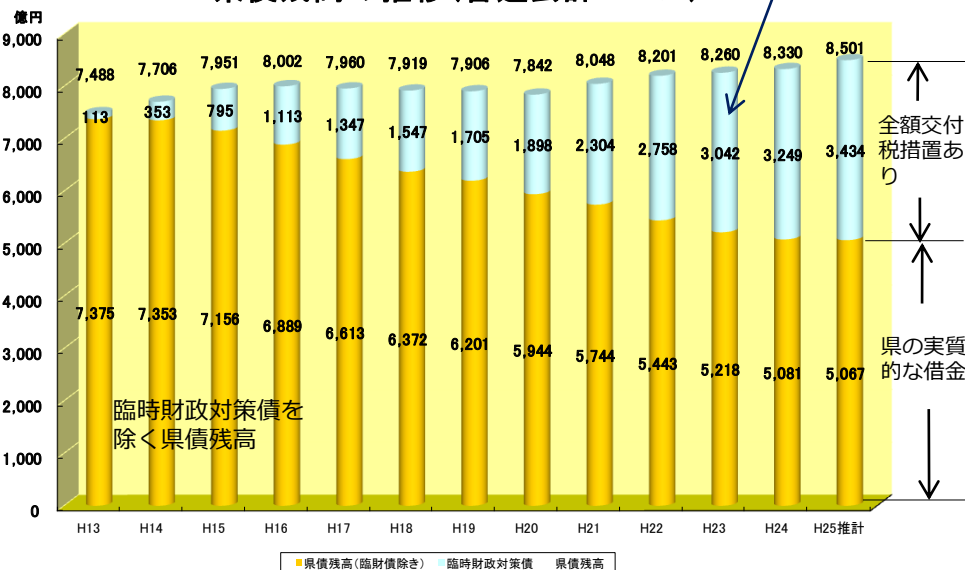
県債計 (イ+エ:再掲)	72,064,000	60,000	72,124,000	75,302,000	△ 4.2
財源不足額 (イ+イ+イ:再掲)	14,173,968		14,173,968	12,585,469	12.6

## 歳出

(単位 千円、%)

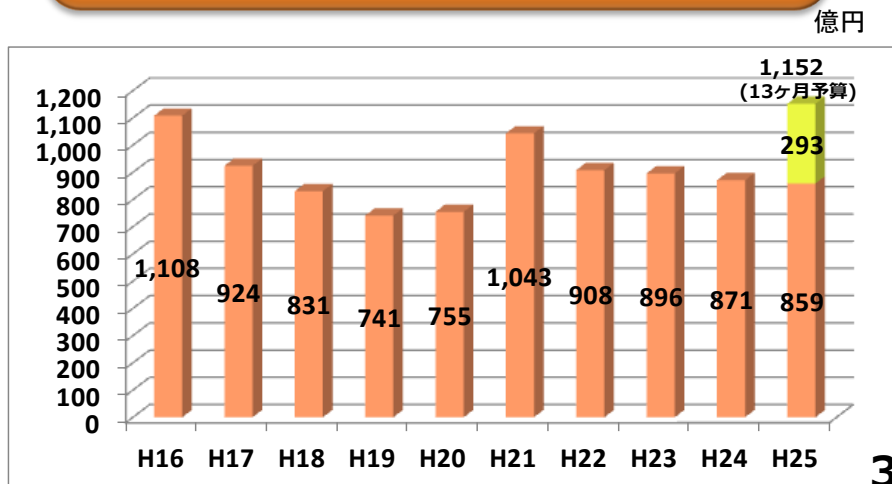
区 分	平成 25 年 度			前年度12月補正後	前年度12月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D) / (D)
(1) 経常的経費	361,960,269	6,114,856	368,075,125	348,348,573	5.7
人 件 費	120,251,636	△ 4,264,710	115,986,926	123,369,804	△ 6.0
(うち退職手当を除く)	(109,145,501)	(△ 4,264,710)	(104,880,791)	(110,401,847)	(△ 5.0)
扶 助 費	10,383,911		10,383,911	10,673,469	△ 2.7
公 債 費	72,642,895		72,642,895	75,881,142	△ 4.3
その他	158,681,827	10,379,566	169,061,393	138,424,158	22.1
(2) 投資的経費	88,285,179	102,090	88,387,269	90,436,918	△ 2.3
普通建設事業費	85,824,041	102,090	85,926,131	87,149,848	△ 1.4
補助事業費	53,904,410	34,659	53,939,069	58,364,555	△ 7.6
単独事業費	31,919,631	67,431	31,987,062	28,785,293	11.1
災害復旧事業費	2,461,138		2,461,138	3,287,070	△ 25.1
総計 (1)+(2)	450,245,448	6,216,946	456,462,394	438,785,491	4.0

### 県債残高の推移(普通会計ベース) 臨時財政対策債



※ 臨時財政対策債  
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

### 普通建設事業費 12月補正後予算の推移



# 高知県における南海トラフ地震対策の推進について

## 3.11以降の対策の取り組み状況

東日本大震災

H23 南海地震対策の加速化と抜本的強化に着手

H24当初 南海地震対策関連予算 **169億円 (+61億円)**

(国) 24.3.31 最大クラスの地震動・津波高を公表

(県) 24.5.10 第1弾 津波浸水予測 (50mメッシュ) 公表

(国) 24.8.29 津波高・浸水域等及び被害想定(第一次報告)を公表

(県) 24.12.10 第2弾 震度分布・津波浸水予測 (10mメッシュ) 公表

(国) 25.3.18 被害想定(第二次報告)を公表

H25当初+H24 3月補正 南海地震対策関連予算 **244億円 (+75億円)**

(県) 25.5.15 高知県版被害想定公表

(県) 25.6.18 第2期 行動計画策定

6月補正+9月補正 南海地震対策関連予算 **24億円**

行動計画に基づく対策のさらなる加速化

PDCAサイクルにより行動計画を全速力で実行!!

H23.3.11～ 東日本大震災を踏まえ「今すぐできること」などを直ちに実行

○新たな想定を待つことなく「今すぐできること」199項目のほか、補正予算により対策を加速化

- ・津波避難施設の整備 ※H23末実績 津波避難タワー：14基 避難路・避難場所：247箇所
- ・沿岸地域での**自主防災組織率の加速化**(15市町村で概ね100%達成)
- ・緊急用ヘリ離着陸場整備の支援 (累計28箇所)

- ・啓発冊子「南海地震に備えよき」を改訂し全戸配布
- ・沿岸19市町村の津波避難計画策定
- ・住宅耐震化補助の拡充 (60万円⇒90万円)

- ・県有施設耐震化前倒し
- ・災害時医療救護計画の策定
- ・海岸堤防の液状化対策

H24.3.31～ 最大クラスの津波からも県民の生命は確実に守る

○津波避難の**選択肢を増やす**ため、あらゆる可能性を排除することなく検討を実施

- ・津波避難シェルターの技術検討
- ・津波避難タワーの設計方法の標準化
- ・高台への集団移転の制度変更

○地域に適した津波避難方法が**選択**できるよう「津波避難方法の選択に係るガイドライン」を策定

○「こうち防災備えちよき隊」を組織し、地域の取り組みを人的サポート ※H24.4設立 平成24年度 派遣実績76回

H24.5.10～ 具体的な最大クラスの津波対策を加速

○最大クラスの津波に対応した避難場所の再選定

○津波避難場所の整備を大幅にスピードアップするために**緊急防災・減災事業債を活用**した新たな交付金制度を創設し、**市町村の実質的な財政負担をゼロ**に

○H24新規整備着手箇所

- ・津波避難タワー 8基 → 44基 (H24.1) (H25.2)
- ・避難路・避難場所 152箇所 → 493箇所 (H24.1) (H25.2)

○「こうち防災備えちよき隊」を組織し、地域の取り組みを人的サポート ※H24.4設立 平成24年度 派遣実績76回

H24.12.10～ 防災意識の更なる向上と津波避難対策を総仕上げ

○避難場所の再見直し

- ・津波避難場所の高さなど再点検
- ・「津波からの避難方法の選択に係るガイドライン」の中間とりまとめ

○迅速な情報共有

- ・南海地震対策推進本部会議の開催(平成24年12月10日)
- ・市町村の取組状況の確認と要請

※津波避難空間確保の進捗状況と今後の取組の要請

※防災意識向上のための啓発、訓練の充実に向けた取組の要請

○政府への働きかけ

- ・防災・減災事業の予算枠拡充
- ・南海トラフ巨大地震対策特別措置法の早期制定

H25.5.15～ 第2期の行動計画に基づき対策の一斉スタートと助かった命をつなぐ応急対策の本格化

○行動計画の作成

- ・被害シナリオを想定し、必要な対策を抜かりなく盛り込んだ
- ・津波対策や応急対策を強化
- ・発生直後から応急期にかけての命を守る対策は3年間で概ね完了
- ・減災効果を明確化

○建築物耐震化の取り組み強化

- ・既存住宅の耐震化の促進
- ・部分的耐震等の簡易な安全対策の検討
- ・学校、医療施設等の耐震化の促進

○津波避難空間の概成

- ・避難路・避難場所の整備
- ・津波避難タワーの整備
- ・津波避難シェルターの整備(室戸市)
- ・減災のためのハード整備を継続的に推進

○助かった命をつなぐための応急対策の推進

- ・応急対策活動要領の策定
- ・総合防災拠点の整備
- ・避難所の再選定の促進と自活体制の整備

**行動計画を力強く実行** 2,933,754千円 (債務負担行為 346,570千円)  
南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加速化 [12月補正予算の概要]

被害を軽減するために 2,873,132千円 (債務負担行為 230,232千円)  
(発生時の被害を最小化する)

〔揺れに備える〕

- 大規模建築物等の耐震化に対する支援 34,659千円
  - ・耐震診断が義務付けられるホテル・旅館等の大規模建築物に係る耐震診断等への支援を加速化

〔津波に備える〕

- 保育所等の高台移転に対する支援 230,232千円 (債務負担行為)
  - ・津波から乳幼児の安全を確保するため、保育所の高台移転に伴う施設整備に対して補助を実施
- 南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策をより一層推進することを目的とする「高知県職員等こころざし特例基金」に職員等の給与特例減額分を積立(基金積立金 2,838,473千円)

応急対策の速やかな実行のために 60,622千円 (債務負担行為 116,338千円)  
(救助救出、救護活動を行い、被害の拡大を防ぐ)

〔早期の救助救出と救護を行う〕

- 応急対策に必要な燃料確保 18,616千円 (債務負担行為)
  - ・人命救助や食料搬送等の応急対策活動に必要な燃料をあらかじめ確保するためのタンクを高知市と共同で整備
- 航空隊基地の移転整備 60,622千円 97,722千円 (債務負担行為)
  - ・最大クラスの津波に対して航空隊基地の安全性を確保するため、高知空港敷地内で嵩上げ造成工事を実施

H24.8.29 津波避難場所の高さなど再点検

○防災・減災対策を講じ、被害を最小化し早期復興を可能とする  
○人的被害を限りなくゼロに近づける

# 【新】 保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金

幼保支援課

## 目的

南海トラフ地震に伴い発生する津波から、幼い子どもたちを守るために、保育所等においては、耐震化や室内安全の確保、避難訓練の充実等の対策を行っている。しかし、新想定を発表後、これまでの対策に加え、市町村においては抜本的な津波対策として高台移転の具体的な検討が進められており、県としても高台移転に対して支援を行い、今後の県の将来を担う子どもたちの安全確保を図る。

## 現状

【第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測(H25.4.1現在)

### 最大浸水深別

最大浸水深	保育所 幼稚園 認定こども園 (地方裁量型)	割合
15.0～20.0m	1	0.8%
10.0～15.0m	9	7.4%
5.0～10.0m	28	23.0%
3.0～5.0m	29	23.8%
2.0～3.0m	21	17.2%
1.0～2.0m	22	18.0%
0.3～1.0m	10	8.2%
0～0.3m	2	1.6%
計	122	100.0%

### 30cm到達時間別

津波 到達時間	保育所 幼稚園 認定こども園 (地方裁量型)	割合
10～20分	10	8.2%
20～30分	24	19.7%
30～40分	26	21.3%
40～60分	31	25.4%
60～分	31	25.4%
計	122	100.0%

※全園数:314園

避難訓練の  
充実

避難場所の  
見直し

## 避難するうえでの課題

- 乳幼児を安全に避難させるには、職員のみでは限界がある。
- 乳幼児は、自力での避難が困難なため時間を要する。
- 安全な避難場所の確保が難しい場合がある。

## 高台移転の検討状況

◆高台移転を検討中・・・9市町19か所(25園)

- (1)移転先が決定・・・3市町3か所(6園)
- (2)移転先の候補地が決定・・・2市町2か所(2園)
- (3)その他・・・7市町14か所(17園)



抜本的な津波対策

## 県独自の財政支援の創設

- ①補助対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園
- ②補助先：市町村（保育所については、高知市を除く）、  
私立幼稚園設置者、私立認定こども園設置者
- ③補助要件
  - ・津波浸水予測区域外への移転
  - ・市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転が適当と判断したもの
  - ・被災後の地域における継続的な保育の提供の確保（BCP）が必要な場合など、総合的に判断。
- ④補助基準額
  - ・施設の定員規模に応じた補助基準額（本体工事、特殊附属工事、設計料加算）
  - ・BCPへの対応に係る整備費を加算した額。
- ⑤補助率：3/4以内
  - ・公立保育所：3/4補助（県3/4、事前復興の観点から災害復旧と同等。高知市を除く。）
  - ・私立保育所：3/4補助（安心こども基金1/2、県1/4。高知市を除く。）
  - ・公立幼稚園：3/4補助（国1/3、県5/12）
  - ・私立幼稚園：3/4補助（国1/3、県5/12） など
- ⑥補助期間：平成25～27年度

## 高知県職員等こころざし特例基金の活用

本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策を加速化するため、職員等の給与特例減額分を原資に、「高知県職員等こころざし特例基金」に積み立てて、活用する。

(12月補正予算額 2,838,473千円)

≪平成25.12月補正予算額≫

【債務負担行為】230,232千円

保育所等高台移転施設整備補助の**第1号**として、  
**土佐清水市の公立保育所**に対して補助を行う。

# 土佐清水市の保育所の高台移転への支援について

子どもたちを津波から守るため、土佐清水市が津波浸水地域にある3つの公立保育所を統合し、標高50メートルの高台への移転を予定しており、その施設整備に対して県として支援するもの。保育所等の高台移転に伴う施設整備に対する支援は、県内第1号。

## 1. 移転予定保育所の現状

土佐清水市の3つの保育所は、想定されている津波浸水高が高いことに加え、津波の到達時間が早く、深刻な状況

公私	園名	所在地	定員	実員 (H25.4.1現在)	津波浸水深(m)	津波到達時間(分)
公	清水保育園	浜町6-22	120	102	10~15	10~20
公	旭保育園	旭町13-17	100	55	5~10	10~20
公	浦尻保育園	浦尻29-13	50	32	5~10	10~20
計			270	189		

## 2. 対策後の新保育所

### (1) 移転先

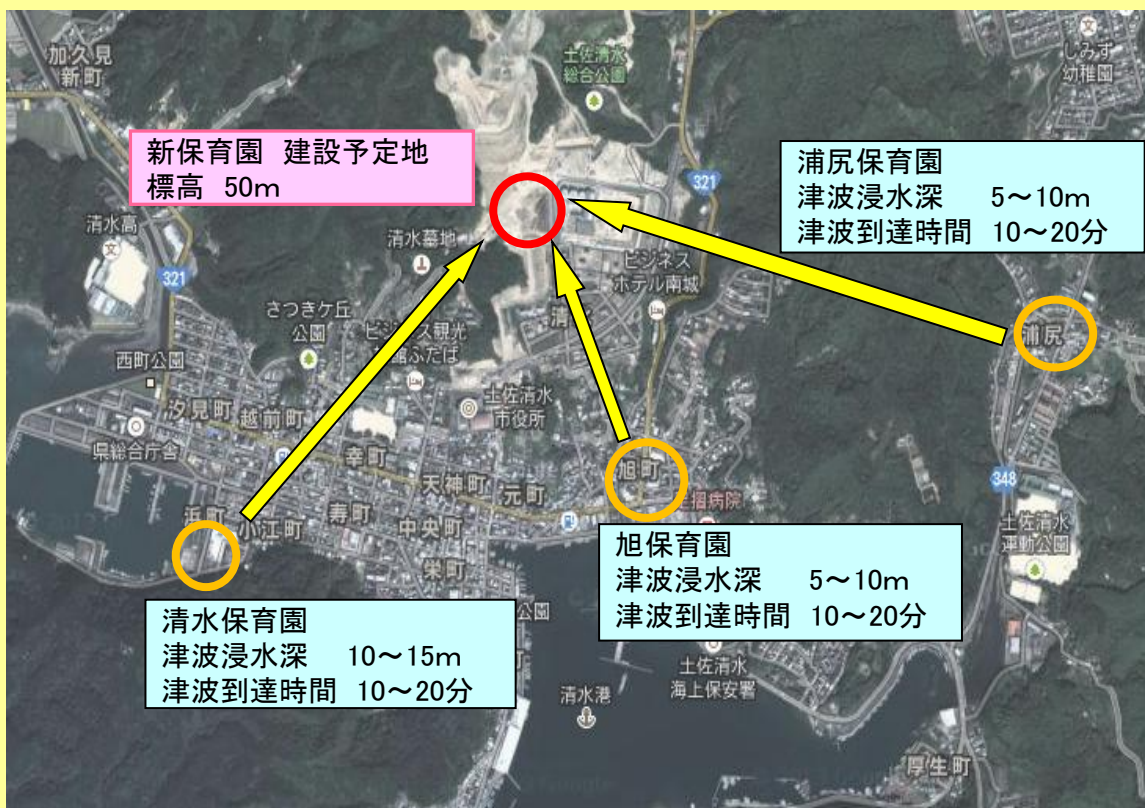
新清水中学校の上段（清水第3土地  
区画整理事業区域内）海拔約50m

### (2) 移転後の定員

0歳児～5歳児までの222名定員

### (3) 開園時期（予定）

平成27年4月



## 3. 他の市町村の予定

現在、移転先が決定している宿毛市の小筑紫保育園、中土佐町の上ノ加江保育所でも高台移転の準備が進められている。



今後、準備が整い次第、少しでも早く子どもたちの安全を確保するため、県としても積極的に支援していく。

# 「高知家」プロモーション 2年目に向けて／① 1年目の取り組みと成果

## 1 「高知家」プロモーション1年目の取り組み



### 目標

「高知家」ウェブサイト70万PV達成（11/20現在76.2万PV）  
～ 高知をまず知ってもらおう、好きになってもらう ～



- 特設サイト構築
- コンセプトコピー・ビデオ制作、記者発表（高知）
- 電車内貼広告
  - ・ 東京・大阪モノレール（1カ月）
  - ・ JR大阪快速（1カ月）、名鉄ドア横（2週間）
- ポスター制作 ○ グッズ制作（ピンバッジ、表札）



＜「高知家」県民運動を醸成＞

- 記者発表（高知）
- 県民430名以上が参加した「高知家の唄」制作
- PRイベント（高知）
- 「高知家の唄」楽譜を県内全小中高等学校へ配布
- DVDの貸出

## 2 「高知家」プロモーション1年目の成果

### ＜特設サイト＞

県のサイトPV記録の約2倍（過去最大）

＜高知で暮らすアクセス数＞  
昨年同期の約3倍

＜県内での波及効果＞  
予定の25倍を配布

### ＜移住関心度＞

サイトオープン月が過去最高

### ■ 高知家特設サイト

**113,964PV** (6/4)  
(サイトオープン日のみ)

### ■ 高知で暮らすサイト

**178,770PV**  
＜6/4～11/20＞  
(昨年同期67,713PV)

■ 高知家ピンバッジ  
当初制作2,000個  
→ 約50,000個配布（11月末）

■ 「高知で暮らし隊」登録者  
2013年6月 87人  
■ 移住相談件数 同133件



### 「高知家」タイアップ企画



### 投資の約10倍の広告換算効果



■ 各種メディアへの露出（6月末までの約1カ月間）

「高知家」予算約3,300万円

→ 広告費に換算すると  
**約3億1,200万円**  
の露出価値を獲得

# 「高知家」プロモーション 2年目に向けて／② 今後の戦略展開

## 3 「高知家」プロモーションの検証（「高知家イメージ調査※」より）

高い潜在能力

愛着度・好感度 63.6%  
 (長野67.3%、広島56.5%、香川59.3%、熊本61.2%)

観光意向度 58.6% (全国第13位)  
 (長野57.8%、広島48.4%、香川51.0%、熊本56.5%)

移住意向度 18.2%  
 (長野23.9%、広島12.7%、香川14.5%、熊本15.1%)

さらに5年以内に高知に来たことがある方は

愛着度・好感度 84.9%

観光意向度 (=観光リピート率) 75.4%

移住意向度 32.5%

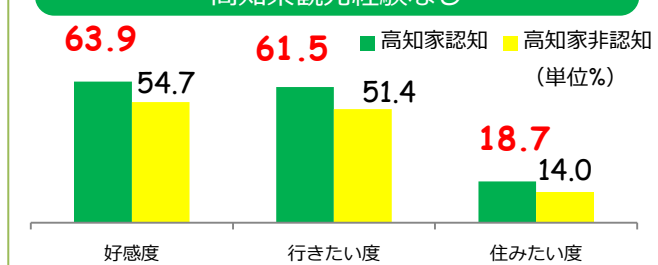
高い「高知家」の認知度

高知家認知度  
**21.9%**

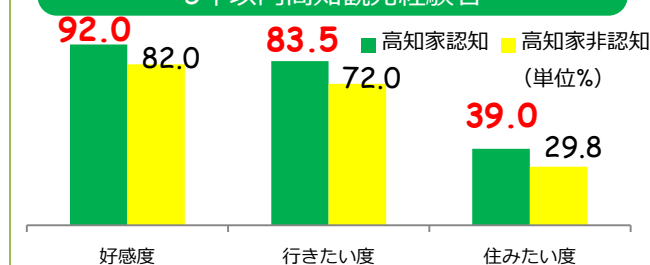
- 5人に一人が高知家を認知
- 直近一年間で高知県への興味が上昇した方は20%  
 (熊本21%、香川16%、長野16%、広島15%)

「高知家」を認知した方は全てにポイントが高く、観光経験者で「高知家」を認知した人はさらに高い

高知県観光経験なし



5年以内高知観光経験者



## 4 「高知家」プロモーションの今後の方向性

ポイント

- ① 高い潜在能力を持つ高知県。高知県に来ればさらにその良さを実感。
- ② 「高知家」の認知度は非常に高く好印象。「高知家」を知ることが高知県に対するイメージがさらに向上。
- ③ 「高知に来たことがある」かつ「『高知家』を知る」と高知県に対するイメージが大幅に向上 (54.7% → 92.0%)

「高知家」を知れば、高知県を好きになる、行きたくなる、住みたくなる。

- (1) 「高知家」プロモーションは一層の投資効果が期待できる
- (2) 「高知家」プロモーションは具体的な成果に結び付く

＜「高知家」プロモーションを継続・強化＞

- ① 「高知家」の認知度をさらに上げ、行きたくなる、住みたくなる人を増やす
- ② 「高知家」統一キャンペーンと関係各部のセールス施策を組み合わせ、県産品の販売拡大・観光客増・移住者増という具体的な成果に直結させる。

# 「高知家」プロモーション2年目に向けて／③ 今後の具体的な取り組み

## 5 取り組みの目標



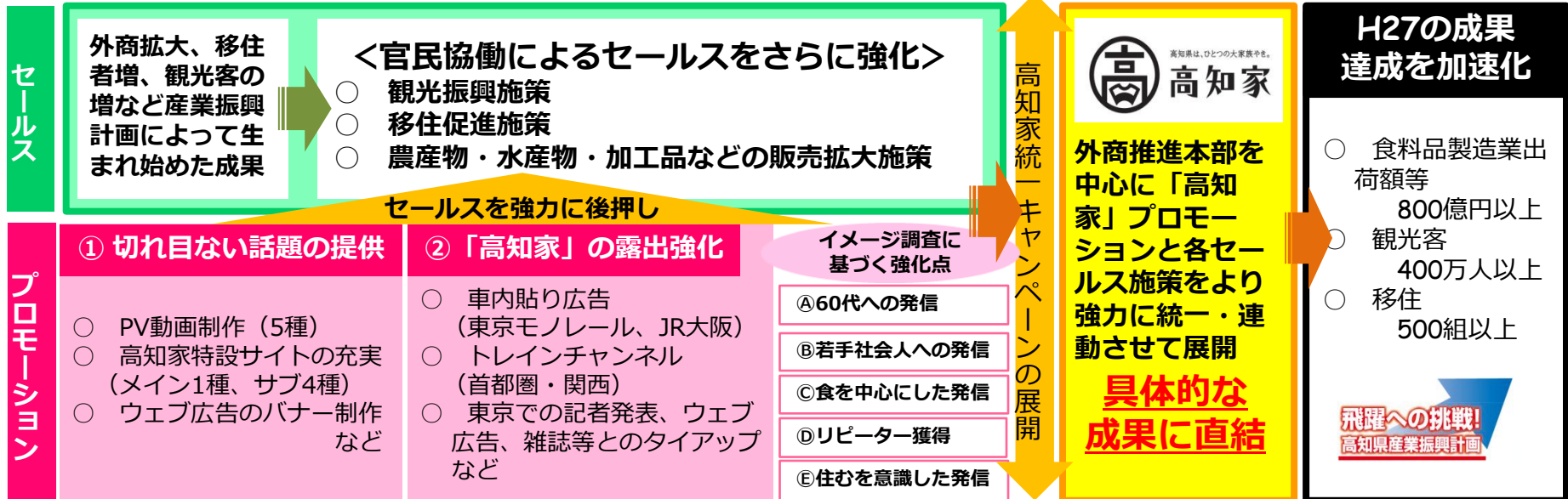
### プロモーションのH26・H27の業務遂行目標

	H25	H26	H27
高知家の認知度	22%	25%	30%
愛着度・好感度	63%	認知度の向上 に合わせて それぞれUP	認知度の向上 に合わせて それぞれUP
行きたい度	58%		
住みたい度	18%		

定期的（年2回）にイメージ調査を実施し、それぞれの指標の到達度を確認しながら投下施策を見直し、業務遂行目標を達成

## 6 平成26年度の事業展開／12月補正予算（債務負担行為） 89,100千円

高知県が好きになる、県産品を買いたい、高知県に行きたい、住みたい人を増やし、「買う」「来る」「住む」行動につなげる



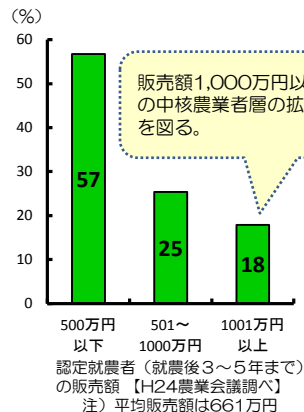
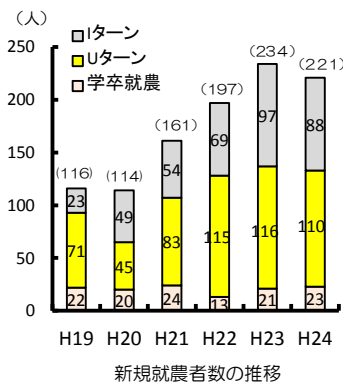
## 趣旨

産業振興計画10年後の目標1,050億円達成に向けて、新規就農者の育成拠点と先進技術の普及推進拠点としての機能を併せ持つ「担い手育成センター（仮称）」を整備し、新規就農者の確保と、意欲的な農業者への総合的な支援に取り組む。

## 現状・課題

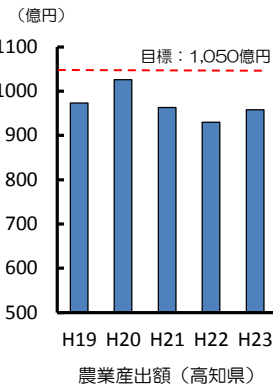
### 1 担い手

- 農業者数は減少を続けており、今後10年間で16%減少することが推計される。
- 新規就農者は増加傾向だが、技術力・経営能力が十分ではなく、就農後3～5年の販売額は500万円/年（所得額約200万円）以下の低水準に止まっている。
- 栽培技術や経営管理に関する幅広い知識を持った新規就農者の育成が必要。



### 2 生産・販売

- 近年、農業産出額は900～1,000億円台で推移。
- 増収効果のある炭酸ガス施用などの技術について、農業技術センターでの研究、篤農家のほ場での実証等を実施しているが、統合環境制御などの先進技術の導入にはリスクが伴う。
- 増収効果のある先進技術を実用規模で実証し、現場で使える技術の確立と普及の加速化が課題



## 農業者を支援するための取組

農業者を総合的に支援するため、農業大学校研修課と環境保全型畑作振興センターを統合し、担い手育成センター（仮称）を設置

### 新規就農者の育成（基礎～先進技術等の学びの場）

#### 1 研修内容を充実

- 基礎～先進技術の実践研修
- 経営管理の基礎研修



#### 2 研修終了後のスムーズな就農支援

- 就農に向けた農地や住居等の情報収集と提供
- 産地との交流推進によるスムーズな就農

#### 3 研修生の受け入れ枠拡大

- 長期研修用宿泊施設の建設

### 先進技術の実証・普及（農業者・指導者の学びの場）

#### 1 先進技術の実証・普及

- 統合環境制御技術などの先進技術の実証

#### 2 農業者の相互研鑽

- 先進技術セミナー、農業者の交流、情報交換

#### 3 技術指導者の育成

- 先進技術の普及指導ができる指導者の育成



## 今後の対応

### 平成26年度

各種施設整備に先行して、研修内容を充実

- 栽培基礎～先進技術研修 **拡充**
  - ・環境測定データを活用した勘に頼らないデータ農業の実践
  - ・炭酸ガス施用などの増収技術の習得
  - ・省エネルギー技術の習得
  - ・環境保全型農業技術の習得

【12月補正】研修用機器の整備 6,809千円

- ・炭酸ガス施用装置
- ・環境モニタリングシステム
- ・ヒートポンプエアコン など

- 経営管理研修（簿記記帳、経営分析） **拡充**
- 営農実践研修（収量、生産コスト等をもとにした経営シミュレーション） **NEW**
- 就農支援（マッチング） **NEW**
  - ・農地情報等の提供、「学び教えあう場」への参加による地域との交流促進

### 平成27年度

先進技術の実証機能を強化するとともに、さらに研修を充実。

- 就農支援（マッチング等） **NEW**
  - ・先進技術の実証展示を活用した、篤農家と研修生の交流促進
- 新設ハウスでの研修の開始 **拡充**

### 平成28年度

- 受入人数の拡充 **拡充**
  - ・新たに長期研修用宿泊施設を建設し、受入人数を20人→40人へ





# 工業用水道事業会計の経営健全化に向けた取組

## 中筋川ダム関連工業用水道事業

## 香南工業用水道事業

現  
状

- 中筋川ダム(平成10年に完成)による洪水調整機能は威力を十分に発揮
- 高知西南中核工業団地等に工業用水の供給を計画したが、現状、給水設備の整備に至っておらず、未事業の状況

- 川谷刈谷工業団地・北部工業団地の立地企業の用水需要への対処のため、H8年に建設着手し、H14年完成
- 昨年7月に北部工業団地の企業に一部給水を開始したが、主たる給水予定企業への給水目途が立たず、約7/8が未稼働

- 現在、料金収入がない(香南工水は未稼働部分)ため、一般会計からの借入金により、建設費に係る企業債償還と維持管理費の支払いを行い、**一般会計借入金残高は年々増加**

課  
題

- 平成26年度からの新たな公営企業会計制度(減損会計等)の適用により、工業用水道事業会計全体が債務超過となる見込み
- その場合、一般会計からの貸付が受けられなくなり、企業債の償還ができず、工業用水道事業全体の経営が保てなくなるが、鏡川工水(53社)、香南工水(1社)に利用者がいることから、**工業用水道事業は存続させる必要がある**

- 議会等からも一般会計への移管等の対策の検討要請
- 一般会計への移管の際に償還が必要な企業債元利残高も繰上償還可能な額に(H25末:約8億円)

- 内閣府の地震・津波想定公表以降、震災に強い高台用地のニーズが高まり、**香南地域の企業立地のポテンシャルが高まる中、引き続き全面稼働に向けた取組を継続する必要がある**

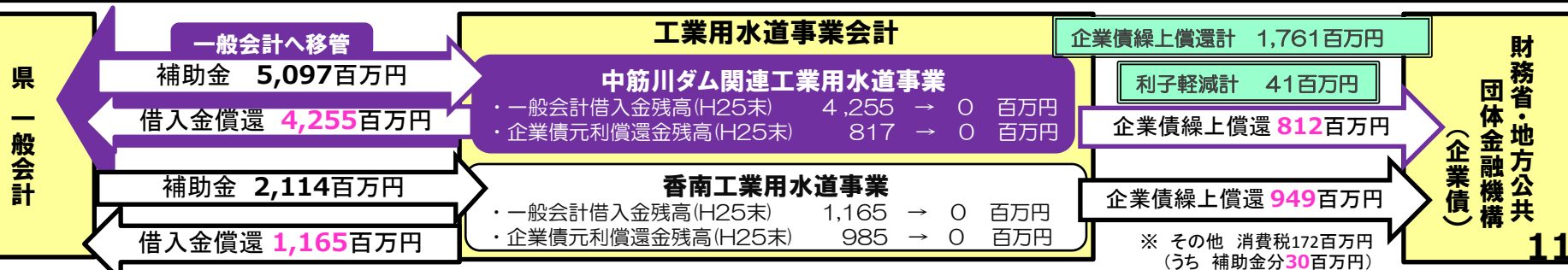
経  
営  
健  
全  
化  
対  
策

- 工業用水道事業全体の経営健全化と事業継続を図るとともに、香南工業用水道事業の全面稼働に向けた取組を継続**するため、**一般会計から補助金を支出し、企業債や借入金の債務を解消** ※企業債の繰上償還により利子負担も軽減

- 一般会計に移管して存続**。現状では給水計画の具体化・事業化が非常に厳しく、**事業廃止も視野に入れざるを得ない状況**。同様の状況にある他県とも連携し、**事業廃止を行う場合の費用負担免除等を国に働きかける**

- 原則、料金収入により事業全体を運営。主たる給水予定先企業には、**引き続き用水型工場立地を粘り強く働きかけ、あわせて近隣地域での工業用水が活用できる震災に強い高台の工業団地整備による新たな給水先の確保も図り、全面稼働を目指す**

12月補正予算計上額：一般会計からの補助金(財政課) **7,211**百万円(工水会計からの借入金償還(5,420百万円)を除いた実質的な補助額は **1,791**百万円)



## 1 南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加速化

**NEW** 保育所等の高台移転に伴う施設整備に対する  
支援制度の創設  
【債務負担】 230,232  
(保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金)

南海トラフ地震で発生する津波から乳幼児の安全を確保するため、高知県職員等こころざし特例基金を活用し、保育所・幼稚園等の高台移転に伴う施設整備に対して助成する。

- ・補助先：市町村等
- ・補助率：3/4以内（国庫補助等含む）
- ・補助対象：保育所・幼稚園等の高台移転に伴う施設整備に要する経費

保育所・幼稚園等の  
高台移転の加速化を  
支援！！



(教育委員会 幼保支援課)

**NEW** 子どもたちの安全・安心の確保対策の推進  
2,838,473  
(高知県職員等こころざし特例基金積立金)

南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策をより一層推進することを目的とする基金に、平成25年度に特例的に減額された職員の給与や県議会議員の議員報酬等相当額の積み立てを行う。

- 高知県職員等こころざし特例基金積立金 2,838,473千円



(総務部 財政課)

**NEW**

応急対策活動に必要な燃料確保対策の推進  
【債務負担】 18,616  
(応急対策活動燃料確保事業負担金)

高知市消防局南部分署の整備（H25年度中に契約予定）に合わせ、南海トラフ地震発生後の人命救助や食料搬送等の応急対策活動に必要な燃料をあらかじめ確保するためのタンクを整備する。

- ・負担先：高知市
- ・負担対象：燃料タンク設置に係る経費

(危機管理部 危機管理・防災課)

**NEW**

航空隊基地の移転整備の推進  
60,622  
【債務負担】 97,722

南海トラフ地震による最大クラスの津波に対して航空隊基地の安全性を確保するための早期の移転整備に向け、高知空港敷地内で嵩上げ造成工事を行う。

- 航空隊基地造成工事請負費 60,622千円  
【債務負担】 95,261千円  
契約先：民間企業  
契約方法：一般競争入札
- 工事施工監理委託料 【債務負担】 2,461千円  
契約先：高知県建設技術公社  
契約方法：随意契約



(危機管理部 消防政策課)  
(公安委員会)



**大規模建築物等の耐震化の促進 34,659**  
**(建築物耐震対策緊急促進事業費補助金)**

耐震改修促進法の改正（H25.11施行）により、耐震診断の実施と診断結果の報告が義務付けられた建築物（3階建以上かつ5,000㎡以上等）の所有者が行う耐震診断及び設計に要する費用に対して助成する。

- ①耐震診断事業（平成25年度特例措置分） 13,294千円  
 補助先：耐震診断義務化対象建築物の所有者  
 補助率：5/6（県1/2、国1/3）  
 ※別途、国の直接補助制度（補助率1/6）がある  
 補助対象：耐震診断にかかる経費

- ②耐震診断・耐震改修設計事業（市町村補助がある場合） 21,365千円

補助先：市町村  
 補助率：1/4  
 ※市町村から対象建築物の所有者に対し、国・県と合わせて5/6補助とする  
 ※別途、国の直接補助制度（補助率1/6）がある  
 補助対象：耐震診断・耐震改修設計にかかる経費



(土木部 住宅課)

**土佐MBAによる産業人材の育成**  
**【債務負担】 62,746**  
**(産業人材育成研修委託料)**

平成26年度及び平成27年度も「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）」を継続し、受講者のレベルに応じた体系的な研修をより充実させることにより、産業振興の担い手となる人材を育成する。また、募集広報等を早期に実施することにより、さらなる受講生の掘り起こしを行う。

- ・委託内容：土佐MBAの運営等
- ・委託先：未定
- ・委託方法：随意契約（公募型プロポーザル）



(産業振興推進部 計画推進課)

**高知家プロモーションの継続・強化**  
**【債務負担】 89,100**  
**(高知家プロモーション推進事業費補助金)**

「高知家」の認知度向上や高知県への観光や移住、本県産品の販路拡大を図るため、「高知家」プロモーションのさらなる戦略的な展開に必要な経費について、（一財）高知県地産外商公社に対して助成する。

- ・補助先：一般財団法人高知県地産外商公社
- ・補助率：定額
- ・補助対象：高知家プロモーション事業に係る経費



**高知家プロモーションの  
 さらなる取り組みの推進**

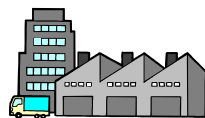
(産業振興推進部 地産地消・外商課)

**2 産業振興計画の着実な推進**

**高知市一宮地区への工業団地の整備**  
**【流通団地及び工業団地造成事業特別会計】 448,000**

県内外からの企業立地等を推進するため、高知市一宮地区の高台に高知市と共同で工業団地を整備するにあたり必要な用地の取得に着手するとともに、団地整備のために新たに必要となった用地の測量を行う。

- 用地取得等委託料 437,708千円  
 委託内容：団地開発に係る用地の取得等  
 委託先：高知市
- 用地測量委託料 10,664千円  
 委託内容：団地開発のために新たに必要となった用地の測量業務  
 委託先：高知市



など

(商工労働部 企業立地課)

**観光施策のさらなる推進 85,975**  
(観光振興推進事業費補助金)

平成26年度からの観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」を効果的にPRしていくために必要な経費や、リピーターの拡大や周遊促進策として実施している龍馬パスポートの拡充に必要な経費等について、(公財)高知県観光コンベンション協会に対して助成する。

- ・補助先：(公財)高知県観光コンベンション協会
- ・補助率：定額
- ・補助対象：観光客誘致事業、観光客受入事業、スポーツ誘致事業、プロモーション事業 等



(観光振興部 観光政策課)

**新規就農者の育成のための技術研修の充実 6,809**

平成26年4月に、新規就職者の育成や先進技術の普及の拠点として新たに「担い手育成センター(仮称)」を設置することとし、農業技術研修の充実を図るため、研修用ハウスに省エネ機器、環境制御機器等を整備する。

- 事務費(備品購入費) 6,809千円



(農業振興部 環境農業推進課)

**飛躍への挑戦!**  
**高知県産業振興計画**

**3 その他**

**工業用水道事業会計の経営健全化に向けた支援 7,210,921**  
(工業用水道事業会計補助金)

公営企業会計への新たな会計基準の導入(H26年度予算・決算から適用)等を踏まえ、工業用水道事業会計のうち未事業・未稼働となっている中筋川関連及び香南工業用水道事業の債務を解消し、工業用水道事業会計の経営健全化と事業継続を図る。

- ・補助先：公営企業局
- ・補助率：定額
- ・補助対象：一般会計からの貸付金の償還に要する経費  
企業債償還に要する経費 等

(総務部 財政課)



高知県は、ひとつの大家族やき。

**高知家**

# 県有施設の指定管理者の更新・追加

(債務負担行為 6,650百万円)  
(特別会計含む)

指定管理者の更新及び追加が必要な県有施設について、平成26年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。



【単位：千円】

	施設名	指定管理候補者	選定方法	指定期間	管理運営委託料 《債務負担限度額》			所管部・課	
					総額	財源内訳			
						(一)	(使)		
更新	歴史民俗資料館	公益財団法人高知県文化財団	直指定	H26～H30	767,581	767,581		文化生活部 文化推進課	
更新	坂本龍馬記念館	公益財団法人高知県文化財団	直指定	H26～H30	275,335	275,335		文化生活部 文化推進課	
更新	美術館	公益財団法人高知県文化財団	直指定	H26～H30	1,708,697	1,708,697		文化生活部 文化推進課	
更新	文学館	公益財団法人高知県文化財団	直指定	H26～H30	603,529	603,529		文化生活部 文化推進課	
更新	地域職業訓練センター	高知県職業能力開発協会	直指定	H26～H28	20,742	20,724	18	商工労働部 雇用労働政策課	
更新	のいち動物公園	公益財団法人高知県のいち動物公園協会	直指定	H26～H30	1,916,620	1,916,620		土木部 公園下水道課	
更新	春野総合運動公園	公益財団法人高知県スポーツ振興財団	公募	H26～H30	1,078,553	1,078,553		土木部 公園下水道課	
追加	高知港係留施設等	高知ファズ株式会社	公募	H26～H28	278,840	121,414	157,426	土木部 港湾・海岸課 (特別会計含む)	
<b>8施設 (8件)</b>					<b>合計</b>	<b>6,649,897</b>	<b>6,492,453</b>	<b>157,444</b>	